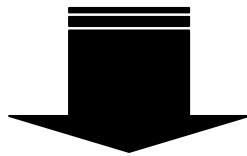


- この計画は、地域福祉を推進するために次の方向を目指します。

- 1 住民等の積極的な参加による地域福祉を推進する
- 2 尊厳を持って共に生きる社会づくりを推進する
- 3 福祉サービスを提供する担い手を育成する
- 4 福祉の心を育む



ノーマライゼーション社会の実現

(住民一人ひとりが住みよいまちづくり)

高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、すべての県民が、家庭や地域の中で、その人らしい充実した生活を安心して送ることができる、互いに支え合い、共に生きる福祉社会の実現を目指します。

1 住民等の積極的な参加による地域福祉を推進する

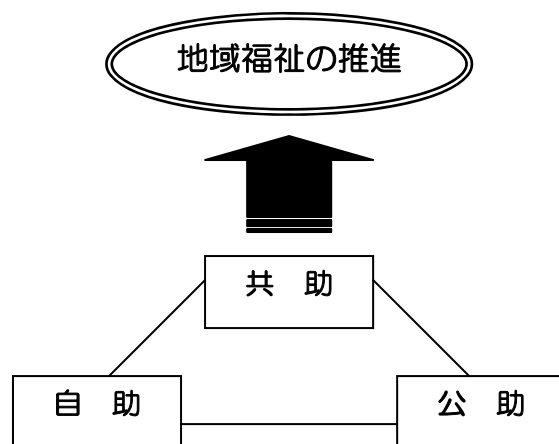
「地域・人・つながりづくりの基盤整備」

私たちの住む「地域」の中で、すべての住民が「地域社会の一員」として、様々な分野の活動に参加できる機会が保障されることは、地域福祉を進めていく上で極めて重要なことです。

また、地域の様々な生活上の課題について、当該地域の住民や諸団体が互いに連携して解決に当たっていくことが大切です。

このためには、住民参加による市町村地域福祉計画等の策定や小地域福祉活動の活性化、小地域福祉活動を支える中核的団体やボランティアの充実等を促進し、地域福祉を推進するための「基盤」を整備していくことが必要です。

そして、住民、民間団体、市町村及び県が協働し、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。



自助・・・個人、家族等の相互扶助
共助・・・地域の支え合い
公助・・・行政等による社会福祉サービス

2 尊厳を持って共に生きる社会づくりを推進する

「地域（場）づくり」

私たちが目指す福祉社会は、すべての住民が、「尊厳を持って」生涯を過ごすことができる社会です。

そのような社会を実現していくためには、年齢、性別や障害の有無などに関わらず「すべての人が、その人らしく誇りを持って生きることのできる権利」が保障される必要があります。

このため、教育や就労、住宅、交通、まちづくり等の生活関連分野の施策との連携を強化し、各種相談・支援体制の充実を図るとともに、ハード（心）とハード（施設）のバリアフリー化を進めることで「尊厳を持って共に生きる社会（「地域（場）」）づくり（ソーシャル・インクルージョン）」を推進します。

3 福祉サービスを提供する担い手を育成する

「人づくり」

「住民一人ひとりが住みよいまちづくり」を実現するためには、福祉サービスはもとより、保健・医療などを含めた各種サービスがそれぞれ個別に提供されるのではなく、一体的に提供される必要があります。

このため、サービスを受ける人やその家族の立場に立った総合的な支援が図られるよう、福祉サービスを提供する担い手づくりを支援します。

4 福祉の心を育む

「つながり（共生・連帯）づくり」

住民参加による地域福祉を進めていくためには、県民一人ひとりが、身近な地域での福祉活動を理解し、積極的に参加することができるよう、幼少期から福祉の心を育てていくことが重要です。

このため、子どもから大人まで、福祉に対する理解を深めるとともに、福祉活動に参加するきっかけが得られるよう、社会福祉協議会や関係機関・団体と連携を図りながら、学校や地域での福祉教育（地域福祉学習）やボランティア学習（体験）、企業等の社会貢献活動を促進し、地域において福祉の心を育てていきます。